

社会福祉法人ラ・クール

介護予防短期入所生活介護 ながめの郷 サービス利用契約書

____様（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人ラ・クール介護予防短期入所生活介護ながめの郷 理事長 茂木亜紀（以下、「事業者」）は、事業者から提供される介護予防短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日に変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
2. 前項の契約期間満了日の7日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合、事業者は利用者に対し、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容で更新の意思か確認された場合、契約は更新されるものとします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。

第3条（介護予防短期入所生活介護計画の作成）

1. 事業者は、計画担当介護支援専門員（以下「担当者」という。）に、利用者のための介護予防短期入所生活介護計画（以下「生活介護計画」という。）を作成する業務を担当します。計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について契約者に対して説明し、同意を得た上で決定します。
2. 担当者が利用者のための生活介護計画を作成する際には、利用者およびそのご家族等、関係者から事情をよく聞き、利用者の有する能力や置かれている環境等に基づいて、利用者が最も人間的で自立した日常生活が送れるように配慮します。
3. 担当者は、利用者のための生活介護計画の実施状況を把握し、その結果、生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、生活介護計画を変更するものとします。
4. 利用者は、担当者に対していつでも生活介護計画の変更を申し出ることができます。この場

- 合、担当者は利用者の希望をよく聞き、できる限り計画に反映させることとします。
5. 利用者のための生活介護計画を作成・変更する際には、担当者が計画または変更案の段階で、利用者に対し説明し、同意を得た後交付します。

第4条（介護予防短期入所生活介護サービス内容）

1. 事業者は、契約者との合意に基づき別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。
2. 事業者は、利用者に対し生活介護計画が作成されるまでの間、利用者が自立した日常生活が送れるように配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。
3. 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、介護予防短期入所生活介護サービス提供に関する具体的なサービス内容等の記録を作成し契約終了後2年間保管します。
2. 事業者は、利用者およびそのご家族に対し、サービス終了時に前項内容の記録を確認し、交付します。

第6条（利用料支払い）

1. 利用者は、要介護度に応じてサービス受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん全額支払うものとする。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。）
2. サービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、翌月10日以降に請求書を交付します。利用者は、これを毎月27日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
3. 事業者は、利用者から支払いを受けた際は、利用者に対し領収書を発行します。尚、領収書の再発行は行いませんので、大切に保管して下さい。

第7条（利用開始前のサービス中止）

1. 利用者は、事業者に対して利用開始予定日の前日午後5時までに利用中止の通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者は、事業者に対して前項の通知なくサービスを中止した場合は、事業者は利用者に対して別紙「重要事項説明書」に定める計算方法により、1日分の利用料の全額または一部を請求することができます。この場合、事業者は明細を付して請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから25日以内に第6条第2項に定める方法により支払うものとします。

第8条（利用期間中のサービス中止）

1. 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でもサービスを中止することができます。
2. 事業者は利用者の体調・健康状態から見て施設生活に支障があると判断した場合、利用期間

中にサービス中止をすることができます。この場合の取り扱いについては、前項と同様である。

3. 第1項、第2項の他、利用期間中に入院した場合、サービスは中止となり、料金については前項と同様である。

第9条（契約終了）

1. 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。
2. 事業者は次の事由に該当した場合、本契約の有効期間中においても本契約を解約することができます。この場合、14日前までに利用者に通知するものとします。
 - ① 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合
 - ② 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ③ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
3. 以下の事由において本契約は自動的に解約されます。
 - ① 利用者が死亡した場合
 - ② 要介護認定により、利用者の心身の状況が非該当（自立）と判定された場合
 - ③ 他の介護保険施設へ入所された場合

第10条（守秘義務）

1. 事業者、サービス従事者、職員は業務上知り得た利用者又はそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく他のサービス従事者や職員等に漏洩いたしません。
2. 職員は採用時の誓約書において、守秘義務を遵守する旨締結いたします。
3. 守秘義務は、本契約終了後又は事業者の破産後においても、もしくは施設の職員が退職した後も存続します。
4. 事業者は、居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報提供をする場合は事前に同意を得ない限り情報を提供いたしません。

第11条（利用者様の施設利用上の注意義務等）

1. 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
2. 契約者はサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但しその場合、事業者は利用者様のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、利用者がホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第12条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者

又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
5. 利用者の行為に起因する転倒や転落、窒息等による事故の場合

第 14 条（連絡義務）

事業者は利用者について連絡する事項が生じた場合、予め届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、医師の指示に従い、適切な処置を行います。

第 15 条（地域連携）

1. 事業者は、介護予防短期入所生活介護サービス提供にあたり、地域包括支援センターや担当居宅介護支援事業者等の関連機関と密接な連携に努めます。
2. 事業者は、介護予防短期入所生活介護サービス提供中の状態に関する報告を、地域包括支援センターや担当居宅介護支援事業者等に対して、第 10 条に基づいて実施します。

第 16 条（苦情受付）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員

連絡先 0277-32-5069（当施設）

受付時間 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

みどり市介護高齢課	所在地	みどり市笠懸町鹿 2952 番地
	電話番号	0 2 7 7 - 7 6 - 0 9 7 4
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
桐生市保健福祉部長寿支援課	所在地	桐生市織姫町 1 番 1 号
	電話番号	0 2 7 7 - 4 6 - 1 1 1 1
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
伊勢崎市長寿社会部介護保険部	所在地	伊勢崎市今泉町 2 丁目 410 番地
	電話番号	0 2 7 0 - 2 4 - 5 1 1 1
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
群馬県国民健康保険団体連合会	所在地	前橋市元総社町 355 番地の 8
	電話番号	0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 7 6
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (祝・祭日除く)
みどり市社会福祉協議会	所在地	みどり市笠懸町鹿 2 5 0 番地
	電話番号	0 2 7 7 - 7 6 - 4 1 1 1
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

第 17 条 (身元引受人)

1. 契約者は、利用者の残置物や利用者の利用料等滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。
2. 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には、身元引受人にその旨連絡するものとします。
3. 身元引受人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物の引き取り、及び 1 ヶ月以内に債務の履行をするものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
4. 事業者は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業者は法的手段等により解決を図るものとします。
5. 契約者は身元引受人を兼ねることが出来るものとします。

第 18 条 (裁判管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する第一審裁判所とすることを予め合意します。

第 19 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、事業者、契約者若しくは身元引受人が記名捺印のうえ、各 1 通保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 者 住 所 群馬県みどり市大間々町桐原 1511 番地 1

事 業 者 名 社会福祉法人 ラ・クール
ショートステイ ながめの郷

代表者氏名 理事長 茂木 亜紀 印

契 約 者 住 所

氏 名 印

利用者様との関係

身元引受人 住 所

氏 名 印

利用者様との関係

* 契約者は利用者の親族及び代理人でも結構です。契約者が身元引受人を兼ねる場合は身元引受人欄に「同上」と記載してください。